北海道建設部建築局

営繕工事現場への快適トイレの導入について（概要）

平成３０年３月決定
令和７年 12 月改定

項目	内容
１　目的	建設現場を男女ともに働きやすい職場環境へと改善する取り組みを推進するため、営繕工事の現場内に内に設ける仮設トイレを「快適トイレ」とする。
２　快適トイレとは	「快適トイレ」とは、男女ともに快適に使用できる仮設トイレの総称であり、具体的な仕様は、国土交通省が決定した標準仕様を準用する。 （参考）「快適トイレ」の事例集（国土交通省 HP） http://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_000364.html
３　対象工事	・現場単位で代表する工事のうち、入札公告文および特記仕様書に「快適トイレ設置工事」であることが明記された工事
４　導入方法	・現場内に男女別で各１基ずつ設置することを原則とする。ただし、女性が現場にいない場合はこの限りではない。
５　経　　費	・快適トイレの設置に要する費用について、共通仮設費（積上分）に、数量１基×月数分（概数）を計上し、設置した月数の実績に基づき概数確定を行う。

６　標準仕様（必須）

（１）快適トイレに求める標準仕様

①洋式便座
②水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
③臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
④容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
（二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの）
⑤照明設備（電源がなくても良いもの）
⑥衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg 以上）

（２）快適トイレとして活用するために備える付属品
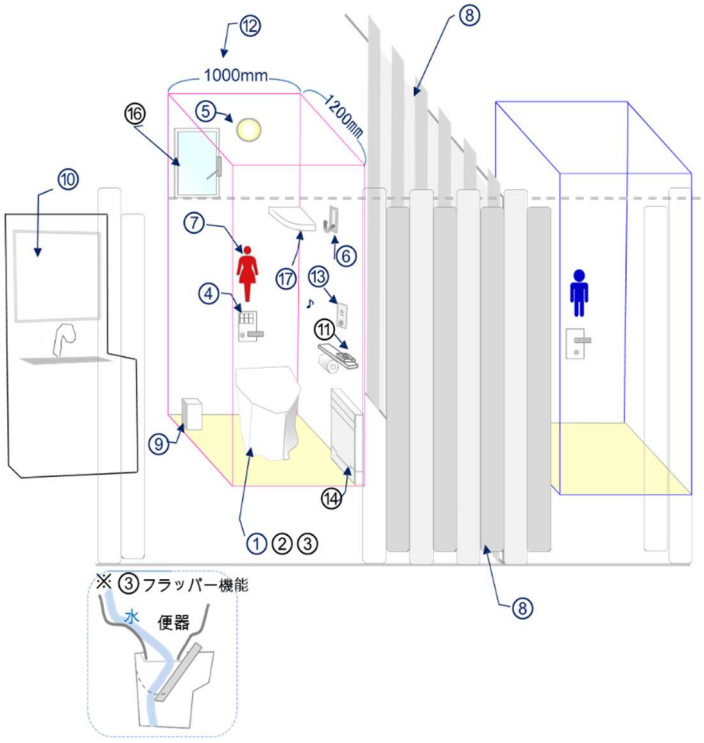
⑦現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
⑧入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
⑨サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
⑩鏡付きの洗面台
⑪便座除菌シート等の衛生用品